

# 第7章

## デジタル貿易

### (1) 電子商取引の概念

※「デジタル貿易」の概念は第2部補論を参照

CPTPPや日EUEPA、日英EPA、RCEP等日本が締結した多くの経済連携協定において「電子商取引章」が設けられているが「電子商取引（electronic commerce）」という概念は、未定義若しくは個別の用語・定義で用いられている（図表Ⅲ-7-1 参照）。「電子商取引章」においては、電子商取引を構成する以下の特徴が挙げられている。

#### (a) 技術中立性

電子商取引は伝統的に行われてきた商取引との比較において、手段・技術に差はあるものの、それ以外の要素は中立であるとする考え方。

具体的には、商取引にまつわる意思表示の手段（書面、電子メール等）、国際的なサービスの提供手段（書面の郵送、ファクシミリでの送付、電話による報告、電子メール等）、ソフトウェアなど無形製品の媒介手段（CD、DVDなどの形態による物品としての貿易、放送用電波やインターネット等の通信網）が手段として挙げられている。

#### (b) 経済的発展機会

電子商取引による国際取引の利点の維持発展に向け国際的に一致した取組を推進すべきだという考え方。電子商取引における貿易円滑化効果を重視する。

#### (c) 取引信頼環境

詐欺や情報流出機会増大などのリスク面に注目し、回避もしくは軽減のために国際的に一致した取組を推進すべきだという考え方。

### (2) 我が国のEPA/FTA等の電子商取引章

適用範囲、デジタル・プロダクトの無差別待遇と関税不賦課、電子署名と認証、消費者保護、情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止、ソース・コード（一部の協定においてはアルゴリズムも含む）の開示要求の禁止などから構成される。

#### ①適用範囲

##### (a) 電子的サービス提供における技術中立性

技術的手法の違いに対しサービス貿易規律は中立的であるべきという技術中立性の原則に基づき、サービスの提供は、電子的手段又はその他手段とも等しくサービス貿易規律の適用を受けることについて、電子商取引の観点から確認している。

##### (b) 適用除外事項の明記

機微事項として適用除外とする方法については、電子商取引章全体から除外する場合と、実体規律で個別に除外する場合に分けられる。

除外対象としては、内国税、補助金・政府調達、放送・音響映像サービス、GATT・GATSにおける一般例外・安全保障例外措置、投資における適合しない措置などが挙げられる。

#### ②他章との調整規定

物品貿易章、サービス貿易章、投資章、知的財産章など他章との重複適用を前提としている場合、「非整合の範囲内で規律不適用」という形式等での調整がなされている場合もあれば、日EU・EPA及び日英EPAのように、「他の規定と抵触する場合には、抵触の限りにおいて他の規定が優先する」旨明記されている場合も

ある。

### ③ デジタル・プロダクトの無差別待遇

WTO におけるデジタルコンテンツ分類論が膠着する一方、EPA/FTA 等においては、デジタルコンテンツに相当するものとして「デジタル・プロダクト」を定義した上で、内国民待遇と最恵国待遇を設定している。

#### (a) デジタル・プロダクトの定義

米シンガポール FTA において「コンピュータ・プログラム、文章、動画、静止画、音声録音、そしてその他の製品で、デジタル符号化がなされているもの」として定義されて以降、デジタル・プロダクトを定義するほとんどの EPA/FTA 等においては、本定義が援用されている。

ただし、「電子的に転送されるものであるか、キャリアメディアに固定されたものであるかを問わない」とする場合と「キャリアメディアに固定されたものは含まない」とする場合が存在する。

#### (b) 内国民待遇

物品やサービス貿易における内国民待遇と同様の概念として、デジタル・プロダクトは産地や製作者などの国籍によって内外差別を受けない。

#### (c) 最恵国待遇

物品やサービス貿易における最恵国待遇と同様の概念として、デジタル・プロダクトは産地や製作者などの国籍に関して、いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国に対して与えなければならない。

### ④ 関税不賦課

第 2 回 WTO 閣僚会議 (1998 年) 以降、断続的に継続されている「関税不賦課のモラトリアム」に恒久的な法的拘束力を与えたもの。

CD や DVD などのキャリアメディアに固定されているか、電子的に送信されるかに関わらず「デジタル・プロダクトの輸出入に関して」「内国税を除き、関税、費用その他の課徴金を」賦課しないという米国型と、WTO モラトリアムの文言を援用して「締約国は、締約国間での電子的送信に関税を賦課しないという現在の慣行を維持する」としている豪州型とがある。

### ⑤ ソース・コード／アルゴリズムの移転・開示要求の禁止

過去に中国やインドにおいて機器に組み込まれたソフトウェアのソース・コードの開示を求める措置が採用・検討されたことがあり WTO の場において各国からこうした措置の見直しを求める声があった。

一部の国において保護主義的政策が見られる中、国内産業振興策、その他経済政策等により、今後、いずれかの国がかかる規制を導入する可能性は排除できない。このような状況は域内の ICT デバイスの生産者、サービス提供者、投資家にとって潜在的な懸念であり、かかる要求を予防的に牽制する規定にするため、ソフトウェア自身やソフトウェアを組み込んだ機器について、その輸入や販売等の条件として、政府がソース・コードの移転及び開示を要求しないことを義務づけている。本規定は、我が国の EPA 等のうち、日モンゴル EPA 電子商取引章において初めて規定され、TPP 及び CPTPP 協定、日 EU・EPA、日米デジタル貿易協定、日英 EPA においても同様の内容が規定された。

なお、日米デジタル貿易協定、日英 EPA においては、ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズム（問題の解決手順。計算方法。ソース・コード等によって表現される抽象的な概念。）についても移転・アクセス要求の禁止の対象としている。

### ⑥ 暗号開示要求の禁止

PC やネットワーク・ルーターなどの ICT 製品においては、その内容を通信途中で第三者に盗み見られることが無いよう、データが暗号化される。本規定は、締約国が企業に対し、市場参入要件としてこうした暗号技術の開示を要求、また特定暗号の使用を強制しないことを定める。暗号の開示を規制することで、ICT 製品に含まれる企業秘密や、ICT 製品を介した通信の保護が危険にさらされるリスクを軽減することができる。本規定は、我が国の EPA 等のうち、TPP 及び CPTPP 協定 (TBT 章)、日米デジタル貿易協定、日英 EPA においても同様の内容が定められた。

### ⑦ コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止

いわゆるクラウド・コンピューティングのサービスを提供している事業者にとって、各国からその国の区域内にサーバやデータセンターの設置を求められることは、設備のグローバルな最適配置を妨げられる要因となる。また、かかるサービスを利用する側の企業に

とつても、グローバルなサービス提供者をパートナーとして海外展開するに当たって、進出先で国内サービスの利用を義務づけられれば、不必要なコストを負うこととなる。本規定は、こうした要求を締約国が行うことを原則的に禁止するものであり、近年急速に発展し拡大する電子商取引市場に合わせて、新たなルール作りが必要となってきたというニーズを踏まえ、我が国の EPA 等のうち、日モンゴル EPA 電子商取引章において初めて規定され、TPP 及び CPTPP 協定、日米デジタル貿易協定、日英EPA、RCEP協定においても同様の内容が規定された。

なお、日モンゴル EPA 及び TPP 及び CPTPP 協定、日英EPA、RCEP協定においては、公共政策の正当な目的を達成するために、一定の条件下で適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない旨の規定を設けている。

### ⑧情報の電子的手段による国境を越える移転

本規定は、締約国は事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可することを規定しており、我が国の EPA 等のうち、TPP 協定及び CPTPP 協定、日米デジタル貿易協定、日英EPA、RCEP協定において規定された。

なお、上記のいずれの協定においても、公共政策の正当な目的を達成するために、一定の条件下で適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない旨の規定を設けている。

### ⑨国内規制

規制負荷の最小化や産業主導による電子商取引の発展などを原則として明記したもの。UNCITRAL「電子商取引に関するモデル法」、APEC モデル章、GATS 国内規制条項を援用する例などがある。

電子商取引に影響を及ぼす全ての措置が合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保することが定められている。日英EPAにおいては、その対象に自国による情報の収集に係る措置も含まれることを明記した。

### ⑩電子署名と認証サービス

公開鍵基盤（PKI）に関する締結国間における相互運用性の追求、行政サービスに関連して発行する電子証明書についての相互承認の追求、従来手法の署名と電

子署名との間における法的効果の同等性と署名手法の選択における技術中立性の保証、電子取引の法適合性について取引当事者が法廷で立証する機会を妨げる立法の防止などが一般的である。

国内法上、電子署名の定義が異なる二国間においては、相互運用や相互承認などの議論が困難となるケースが多い。

### ⑪貿易実務に係る文書の電子化（ペーパーレス貿易行政）

原産地証明書から通関・検疫・入国関連書類まで、貿易行政に関する書類を電子的書式で公的に利用可能な状態とすること、政府はメールなど電子的に提出された貿易行政書類について紙ベースの書類として提出されたものと法的に同等であるとして受領することなどが規定されている。

法的拘束力強い義務規定としている場合は例外事項が設定してあり、既存の国内法及び国際法上の要請がある場合、電子化が貿易行政の効率を落とすような場合にはこれらの義務は適用されないとしている。

### ⑫オンライン消費者保護

OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」（1999年）における原則「各国が消費者保護に関する措置の採用・維持を行う際にはそれが透明で効果的でなくてはならない」を反映させた規定。協定によっては、消費者保護団体間での協力、迷惑メールの対策、プライバシー保護などに関する規定が盛り込まれているケースが存在する。

なお、プライバシー保護の必要性については、APEC「プライバシーフレームワーク」（2005年）及び OECD「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン」（1980年）遵守の必要性や国際標準等への考慮が盛り込まれている。

### ⑬サイバーセキュリティ分野における協力

有害なソフトウェアの感染や不正アクセス等、セキュリティ上の脅威となる事象（セキュリティインシデント）に対応するため、関係機関の能力構築や既存の協力メカニズムを活用することが規定されている。

TPP 協定及び CPTPP協定、RCEP協定においては、上記に焦点をあてたシンプルな規定であるが、日米デジタル貿易協定においては、リスクに基づいた方法が効果的であることが強調され、一定の規則の在り方につ

いても示されている。

#### ⑭民間の参画

APEC モデル章における「国内規制枠組」中の「産業界主導の原則」を豪州が EPA/FTA において援用していた部分を条項化したもの。

日スイス EPA では、APEC モデル章において「協力」として整理されていた民間の自主規制を推奨するという規定も当条項内に盛り込まれている。

#### ⑮協力

APEC 「電子商取引に関する活動青写真（1998年）」において盛り込まれた中小事業者の電子商取引利用促進、先進技術や商慣習に関する情報共有、国境を越える情報流通の維持、国際的フォーラム等における議論への積極的な参加などが盛り込まれている。

### （3）個別協定の特徴

（図表Ⅲ - 7-2 参照）

①豪シンガポール FTA（2003 年 2 月署名、2003 年 7 月発効）

②米シンガポール FTA（2003 年 5 月署名、2004 年 1 月発効）

③米チリ FTA（2003 年 6 月署名、2004 年 1 月発効）

④米豪 FTA（2004 年 5 月署名、2005 年 1 月発効）

⑤インド・シンガポール包括経済連携協定（2005 年 6 月署名、2005 年 8 月発効）

⑥米韓 FTA（2007 年 6 月署名、2012 年 3 月発効）

⑦日スイス EPA（2009 年 2 月署名、2009 年 9 月発効）

⑧韓 EU・FTA（2010 年 10 月署名、2011 年 7 月発効）

⑨日豪 EPA（2014 年 7 月署名、2015 年 1 月発効）

⑩日モンゴル EPA（2015 年 2 月署名、2016 年 6 月発効）

⑪中韓 FTA（2015 年 6 月署名、2015 年 12 月発効）

⑫中豪 FTA（2015 年 6 月署名、2015 年 12 月発効）

上記各 EPA における特徴は、2017 年版不正貿易報告書 787 頁～792 頁参照。

⑬TPP（環太平洋パートナーシップ）協定（2016 年 2 月署名）

第 14 章「電子商取引章」として、定義（14・1条）、適用範囲及び一般規定（14・2 条）、関税（14・3条）、デジタル・プロダクトの無差別待遇（14・4 条）、国内の電子的な取引の枠組み（14・5 条）、電子認証及び電子署名（14・6 条）、オンラインの消費者の保護（14・7 条）、個人情報の保護（14・8 条）、貿易に係る文書の電子化（14・9 条）、電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則（14・10 条）、情報の電子的手段による国境を越える移転（14・11 条）、インターネットの相互接続料の分担（14・12 条）、コンピュータ関連設備の設置（14・13 条）、要求されていない商業上の電子メッセージ（14・14 条）、協力（14・15 条）、サイバーセキュリティに係る事項に関する協力（14・16 条）、ソース・コード（14・17 条）、紛争解決（14・18 条）から構成される。

同協定では、企業等のビジネスの遂行のためである場合には、電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転を認める「情報の電子的手段による国境を越える移転」や、企業等が自国の領域内でビジネスを遂行するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等を要求してはならない「コンピュータ関連設備の設置」、他の締約国の者が所有する大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない「ソース・コード」条項が規定された。

⑭環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（2018 年 3 月署名、2018 年 12 月発効）

内容は上記 TPP 協定に同じ。

### ⑮日EU・EPA（2018年7月署名、2019年2月発効）

第8章「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」の第F節「電子商取引」として、目的及び一般規定（8・70条）、定義（8・71条）、関税（8・72条）、ソース・コード（8・73条）、国内規制（8・74条）、事前の許可を不要とする原則（8・75条）、電子的手段による契約の締結（8・76条）、電子認証及び電子署名（8・77条）、消費者の保護（8・78条）、要求されていない商業上の電子メッセージ（8・79条）、電子商取引に関する協力（8・80条）、情報の電子的手段による国境を越える移転（8・81条）、個人情報の保護（8・82条）から構成される。

同協定では、他の締約国の者が保有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない「ソース・コード」条項や、いずれの締約国も電子的な送信に対して関税を賦課してはならないものとする「関税不賦課」条項が規定された。また、締約国は、本協定の発効後3年以内に、自由なデータ流通に関する規定を含める必要性を再評価することが規定されているところ、2022年10月、日EU双方において「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることについて交渉を開始する用意が整ったため、日EU間の正式交渉を開始することとなり、同年10月24日に第1回交渉会合がブリュッセルにおいて実施された。その後の交渉を経て、2023年10月28日に大筋合意を確認し、2024年1月31日に署名に至った。

### ⑯日米デジタル貿易協定（2019年10月署名、2020年1月発効）

定義（第1条）、適用範囲（第2条）、一般的例外（第3条）、安全保障のための例外（第4条）、信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外（第5条）、租税（第6条）、関税（第7条）、デジタル・プロダクトの無差別待遇（第8条）、国内の電子的な取引の枠組み（第9条）、電子認証及び電子署名（第10条）、情報の電子的手段による国境を越える移転（第11条）、コンピュータ関連設備の設置（第12条）、対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置（第13条）、オンラインの消費者の保護（第14条）、個人情報の保護（第15条）、要求されていない商業上の電子メッセージ（第16条）、ソース・コード（第17条）、コン

ピュータを利用した双方向サービス（第18条）、サイバーセキュリティ（第19条）、政府の公開されたデータ（第20条）、暗号法を使用する情報通信技術産品（第21条）等から構成される。

同協定では、情報の電子的手段による国境を越える移転を禁止、制限してはならないとする「情報の電子的手段による国境を越える移転」条項や、自国の領域内で事業を実施するための条件として、企業等に自国の領域内においてコンピュータ関連設備を利用、設置することを要求してはならないとする「コンピュータ関連設備の設置」条項、他方の締約国の者が所有するソフトウェアの輸入・流通・販売・使用の条件として、ソース・コード又はソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転又はアクセスを原則として要求してはならないとする「ソース・コード」条項、情報通信技術産品の製造・販売・流通・輸入・使用の条件として、同産品の製造者又は供給者に対して①財産的価値を有する情報（特定の技術、生産工程、暗号に関する情報等）を当該締約国の領域に所在する者に対して移転すること、②情報通信技術産品の使用等について、当該締約国の領域に所在する者と提携・協力すること、③特定の暗号を使用することを要求してはならないとする「暗号法を使用する情報通信技術産品」条項が規定された。

### ⑰日英EPA（2020年10月署名、2021年1月発効）

第8章「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」の第F節「電子商取引」として、目的及び一般規定（8・70条）、定義（8・71条）、関税（8・72条）、ソース・コード（8・73条）、国内規制（8・74条）、事前の許可を不要とする原則（8・75条）、電子的手段による契約の締結（8・76条）、電子認証及び電子署名（8・77条）、電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則（8・78条）、消費者の保護（8・79条）、個人情報の保護（8・80条）、要求されていない商業上の電子メッセージ（8・81条）、政府の公開されたデータ（8・82条）、電子商取引に関する協力（8・83条）、情報の電子的手段による国境を越える移転（8・84条）、コンピュータ関連設備の設置（8・85条）、暗号法を使用する商業用の情報通信技術産品（8・86条）から構成される。

同協定では、電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転を認める「情報の電子的

手段による国境を越える移転」条項や、自国の領域内で事業を実施するための条件として、企業等に自国の領域内においてコンピュータ関連設備を設置すること等を要求してはならない「コンピュータ関連設備の設置」条項、他の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード又はソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転又はアクセスを原則として要求してはならない「ソース・コード」条項、暗号製品等の暗号開示の要求又は特定の暗号の使用要求をしてはならないとする「暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品」条項が規定された。

#### ⑱RCEP（地域的な包括的経済連携）協定（2020年11月署名、2022年1月発効）

第12章「電子商取引章」として、定義（12・1条）、原則及び目的（12・2条）、適用範囲（12・3条）、協力（12・4条）、貿易に係る文書の電子化（12・5条）、電子認証及び電子署名（12・6条）、オンラインの消費者の保護（12・7条）、オンラインの個人情報の保護（12・8条）、要求されていない商業上の電子メッセージ（12・9条）、国内規制の枠組み（12・10条）、関税（12・11条）、透明性（12・12条）、サイバーセキュリティ（12・13条）、コンピュータ関連設備の設置（12・14条）、情報の電子的手段による国境を越える移転（12・15条）、電子商取引に関する対話（12・16条）、紛争の解決（12・17条）から構成される。

同協定では、電子的手段による国境を越える情報の移転を認める「情報の電子的手段による国境を越える移転」条項や、自国の領域内で事業を実施するための条件として、企業等に自国の領域内においてコンピュータ関連設備を設置すること等を要求してはならない「コンピュータ関連設備の設置」条項が規定された。

また、締約国は現在の及び新たな問題（デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード、データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であって、金融サービスにおけるもの等）や電子商取引の発展及び利用に関連する他の事項等、対話の重要性を認識することが規定されている。

#### ⑲シンガポール・NZ・チリDEPA（デジタル経済パートナーシップ協定）（2020年6月署名、2021年11月発効（チリについては2021年11月発効））

シンガポール・NZ・チリのDEPAではCPTPP第14章「電子商取引章」に、情報の電子的手段による国境を

越える移転（4.3条）、コンピュータ関連設備の設置（4.4条）、デジタル・プロダクトの無差別待遇（3.3条）、暗号開示要求禁止（3.4条）が規定されており、いずれもCPTPP協定に基づく義務を確認する規定であったが、2023年7月15日に改正議定書が署名され、法的拘束力を有する規定となった。さらに、同改正議定書により上述の4条文が紛争処理手続の対象となった。一方、ソース・コードやアルゴリズムの開示要求禁止は含まれない。同時に、金融技術協力（8.1条）やAI（8.2条）等、幅広い分野の項目が規定されている（いずれも努力・協力・重要性認識規定）。AI（8.2条）では、AI倫理及びガバナンスの枠組みを開発することの重要性や、こうした枠組みが国際的に整合することの利益を認識すること、また国際的なガイドラインを考慮してこの枠組みの採用を促進すること等が規定されている。

#### ⑳日インドネシア EPA（2007年8月署名、2008年7月発効、2015年5月協定の改正交渉開始、2023年12月16日大筋合意）

協定改正交渉により、電子商取引章が導入され、情報越境移転の制限禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソース・コード開示要求の禁止等の規定が盛り込まれることで大筋合意に至った。

#### ㉑その他

上述の協定に加え、近年、豪星DEA（2020年12月発効）、星英DEA（2022年6月発効）、星韓DPA（）、EU星・デジタルパートナーシップ（2023年2月署名）など、様々なデジタル経済協定（Digital Economic Agreement, DEA）やデジタルパートナーシップ協定（Digital Partnership Agreement, DPA）を締結する動きが活発化している。

シンガポール・NZ・チリDEPAに加え、上記協定においても、AI条が含まれている。生成AI等技術の発展によりAIと人間が共存する今日、AI倫理やガバナンスの在り方が国内外で新たな課題として注目されている。こうした社会の動向を踏まえ、国際的な協定や枠組みにおいてもAIガバナンスの議論が進んでおり、今後多くの場でルール形成に向けた議論が行われると考えられる。

## ＜参考＞デジタル貿易に関する主要な国際的取組の系譜

	WTO	OECD	APEC	二国間協定等 (署名時)
1980		「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン」		
1992		「情報システムの安全性に関するガイドライン」		
1997		「暗号政策ガイドライン」		
1998	「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」 「電子商取引作業計画」 関税不賦課モラトリアム合意	「電子商取引の税制枠組条件」	「電子商取引に関する活動写真」	
1999		「OECD電子商取引行動計画」	電子商取引運営グループ設置	
2000		「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」公表		
2001	関税不賦課モラトリアム延長	「ローカルアクセス価格と電子商取引」 「電子商取引に関する円卓会議」		
2002				
2003		「情報システム及びネットワークの安全性に関するガイドライン」		豪シンガポールFTA 米シンガポールFTA 米チリFTA
2004	関税不賦課モラトリアム延長	国際詐欺防止ガイドライン制定	「(認証) 管轄領域を横断する電子商取引での使用に供しうる証明書の発行手法に関するガイドライン」	米豪FTA 豪タイFTA
2005	関税不賦課モラトリアム延長		「APECプライバシーフレームワーク」	泰ニューージーランド緊密経済連携協定 インドシンガポール包括経済連携協定 韓シンガポールFTA
2006				米ペルーTPA 米コロンビアFTA
2007			「APECデータプライバシーパスファインダー」 APEC貿易円滑化モデル措置電子商取引章合意	米韓FTA
2008				豪チリFTA
2009	関税不賦課モラトリアム延長		「APEC越境プライバシー執行のための協力取決め」	日スイスEPA
2010				韓EU・FTA
2011	関税不賦課モラトリアム延長		「APEC越境プライバシー・ルール (CBPR)」	
2012				
2013	関税不賦課モラトリアム延長			豪マレーシアFTA

	WTO	OECD	APEC	二国間協定等 (署名時)
2014		「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン」の改訂		日豪 EPA
2015	関税不賦課モラトリアム延長			日モンゴル EPA 中韓 FTA 中豪 FTA
2016		「経済的社会的繁栄のためのデジタルセキュリティリスクマネジメント」		
2017	関税不賦課モラトリアム延長  電子商取引に関する共同声明	「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」の改訂		
2018				CPTPP協定 日EU・EPA
2020				日英EPA RCEP協定
2022	関税不賦課モラトリアム延長	「デジタルセキュリティリスクマネジメント」		
2023	WTO電子商取引交渉、13条文のデジタル貿易ルールに関する交渉の実質的妥結を宣言する共同議長声明			
2024	関税不賦課モラトリアム			



&lt;図表 III-7-1&gt; “Electronic Commerce” に関する諸定義原文

1998年9月に採択されたWTO電子商取引に関する作業計画より	(パラ1.3 第1文) Exclusively for the purposes of the work programme, and without prejudice to its outcome, the term “electronic commerce” is understood to mean the production, distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means.
1997年1月に国連総会決議として採択されたUNCITRAL「電子商取引に関するモデル法 (Model Law on Electronic Commerce)」より	(前文パラ2) Noting that an increasing number of transactions in international trade are carried out by means of electronic data interchange and other means of communication, commonly referred to as “electronic commerce”, which involve the use of alternatives to paper-based methods of communication and storage of information,
1997年1月にOECDから発表された文書 “Measuring Electronic Commerce” より	Electronic commerce refers generally to all forms of transactions relating to commercial activities, including both organisations and individuals, that are based upon the processing and transmission of digitised data, including text, sound and visual images.
2001年にOECDから発表された文書より、広義の定義 (Summary Record of the 2001 meeting [DSTI/ICCP/IIS (2001) M])	An electronic transaction is the sale or purchase of goods or services, whether between businesses, households, individuals, governments, and other public or private organisations, conducted over computer-mediated networks. The goods and services are ordered over those networks, but the payment and the ultimate delivery of the good or service may be conducted on or off-line.
2001年にOECDから発表された文書より、狭義の (Internet transaction) 定義 (Summary Record of the 2001 meeting [DSTI/ICCP/IIS (2001) M])	An Internet transaction is the sale or purchase of goods or services, whether between businesses, households, individuals, governments, and other public or private organisations, conducted over the Internet. The goods and services are ordered over the Internet, but the payment and the ultimate delivery of the good or service may be conducted on or off-line.
2009年のOECD広義/狭義の定義統合	An e-commerce transaction is the sale or purchase of goods or services, conducted over computer networks by methods specifically designed for the purpose of receiving or placing of orders. The goods or services are ordered by those methods, but the payment and the ultimate delivery of the goods or services do not have to be conducted online. An e-commerce transaction can be between enterprises, households, individuals, governments, and other public or private organisations.

<図表 III-7-2>EPA/FTAで具体的に規定されている内容

	豪シンガポール 自由貿易協定	米シンガポール 自由貿易協定	米チリ自由貿易協定	米豪自由貿易協定
	03年2月署名 03年7月発効	03年5月署名 04年1月発効	03年6月署名 04年1月発効	04年5月署名 05年1月発効
①適用範囲	○「WTO規則の適合性確認」(前文) ○目的と定義 (1条) ○例外 (9条) ○紛争解決規定の不適用 (10条)	○総則 (14条1項) ○電子的サービス提供 (14条2項) ○定義 (14条4項) ○GATS一般例外適用 (総則最終章21条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外 (金融章10条10項パラ1/2)	○一般規定 (15条1項) - 協定内他章もしくは附属書にある関連する規定、例外、適合しない措置を除外 ○電子的サービス提供 (15条2項) ○定義 (15条6項) ○GATS一般例外適用 (例外章23条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外 (金融章12条10項パラ1/2)	○総則 (16条1項) ○電子的サービス提供 (16条2項) ○定義 (16条8項) ○GATS一般例外適用 (例外章22条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外 (金融章13条10項パラ1/2)
②他章との調整規定				○デジタル・プロダクト無差別と知的財産権章 (17章) との調整 (16条4項パラ3 (c))
③デジタル・プロダクトの無差別待遇 (NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇)		○デジタル・プロダクト (14条3項パラ3/4) - キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 - 放送サービス適用除外 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○デジタル・プロダクト無差別 (15条4項) - 電子送信のみNT及びMFN規定 - 協定発効後1年以内は規律に適合しない現行措置を維持可能 (それ以降は附属書に明記したもののみ維持可能)	○デジタル・プロダクト無差別 (16条4項) - キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 - 放送サービスならびに音響映像サービス適用除外 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 - 補助金・行政サービスも適用除外
④関税不賦課	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 (3条)	○デジタル・プロダクト (14条3項パラ1/2) - 二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 - キャリアメディア搭載デジタル・プロダクトは従来どおりの税関評価を固定義務化	○デジタル・プロダクトへの関税 (15条3項) - 二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化	○関税 (16条3項) - 二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル・プロダクト両方に対し関税不賦課恒久義務化
⑤ソース・コード				
⑥暗号開示要求の禁止				
⑦コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止				
⑧情報の電子的手段による国境を越える移転			○協力 (15条5項パラ (c)) - APECモデル措置の越境情報流通維持の協力	
⑨国内規制	○国内規制枠組 (4条)			
⑩電子署名認証サービス	○電子認証及び電子署名 (5条)			○認証及びデジタル証明書 (16条5項)
⑪貿易実務に係る文書の電子化 (ペーパーレス貿易行政)	○ペーパーレス貿易 (8条)			○ペーパーレス貿易 (16条7項)
⑫オンライン消費者保護	○オンライン消費者保護 (6条) ○オンライン個人データ保護 (7条)			○オンライン消費者保護 (16条6項) - OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用
⑬* 迷惑メール				
⑭サイバーセキュリティ分野における協力				
⑮民間の参画	○国内規制枠組 (4条)			
⑯協力			○協力 (15条5項)	
その他	○透明性 (2条)		○協力 (15条5項パラ (c)) - APECモデル措置の越境情報流通維持の協力	

	豪タイ自由貿易協定	泰ニューージーランド 緊密経済連携協定	印シンガポール包括経済連携協定
	04年7月署名 05年1月発効	05年4月署名 05年7月発効	05年6月署名 05年8月発効
①適用範囲	○目的及び定義（1101条） ○紛争解決規定の不適用（1109条）	○目的及び定義（10条1項） ○紛争解決規定の不適用（10条8項）	○総則（10条1項） ○電子的サービス提供（10条3項） ○定義（10条2項） ○例外（10条5項） -政府調達適用除外 -一般例外・安全保障例外 -他章での適合しない措置適用除外 -放送サービス適用除外
②他章との調整規定			
③デジタル・プロダクトの無差別待遇（NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇）			○デジタル・プロダクト（10条4項パラ3/4） -キャリアメディア・電子送信両方含むNTのみ規定 -放送サービス適用除外 -越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外
④関税不賦課	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化（1102条）	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化（10条2項）	○デジタル・プロダクト（10条4項パラ1/2） -二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 -キャリアメディア搭載デジタル・プロダクトは従来どおりの税関評価を固定義務化
⑤ソース・コード			
⑥暗号開示要求の禁止			
⑦コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止			
⑧情報の電子的手段による国境を越える移転			
⑨国内規制	○国内規制枠組（1103条）	○国内規制枠組（10条3項）	
⑩電子署名及び認証サービス	○電子認証及びデジタル証明書（1104条）		
⑪貿易実務に係る文書の電子化（ペーパーレス貿易行政）	○ペーパーレス貿易（1107条）	○ペーパーレス貿易（10条6項）	
⑫オンライン消費者保護	○オンライン消費者保護（1105条） ○オンライン個人データ保護（1106条）	○オンライン消費者保護（10条4項） ○オンライン個人データ保護（10条5項）	
⑫' 迷惑メール			
⑬サイバーセキュリティ分野における協力			
⑭民間の参画	○国内規制枠組（1103条）	○国内規制枠組（10条3項）	
⑮協力	○協力（1108条）	○協力（10条7項）	
その他			○透明性（10条6項）

	米韓自由貿易協定	日スイス経済連携協定	豪NZ・ASEAN 自由貿易協定
	07年6月署名 12年3月発効	09年2月署名 09年3月発効	09年2月署名 10年1月発効
①適用範囲	○総則（15条1項） ○電子的サービス提供（15条2項） ○定義（15条9項） ○GATS一般例外適用（例外章23条1項パラ2） ○金融プルデンシャル措置適用除外 ○（金融章13条10項パラ1/2）	○適用範囲（70条） ○一般規定（71条） ○定義（72条） ○例外（83条） -GATS/GATT一般例外条項・安全保障例外条項援用 -政府調達・補助金・租税措置適用除外	○目的（1条） ○定義（2条）
②他章との調整規定	○	○物品貿易章・サービス貿易章・投資章・知的財産章との調整規定（総則規定（71条パラ3））	○紛争解決章への不適用（10条）
③デジタル・プロダクトの無差別待遇（NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇）	○デジタル・プロダクト無差別（15条3項パラ2/3） -キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定（特にNTは二国間貿易への適用を強調） -放送サービス適用除外 -越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 -補助金・行政サービスも（NTのみ）適用除外	○デジタル・プロダクト無差別待遇（73条） -電子的送信のみNT及びMFN規定（ただしNTは協定効力発生前の既存措置については努力規定） -サービス章・投資章で設定されている留保も適用除外 -デジタル・プロダクト国籍決定に関する原則規定と説明義務設定 -発効5年後再協議規定	
④関税不賦課	○デジタル・プロダクト無差別（15条3項パラ1） -二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル・プロダクト両方に対し関税不賦課恒久義務化 -規律運用に関する見解相違の協議規定あり	○WTO関税モラトリアム確認規定（76条）	
⑤ソース・コード	○	○	
⑥暗号開示要求の禁止	○	○	
⑦コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止	○	○	
⑧情報の電子的手段による国境を越える移転	○越境情報流動（15条8項） -個人情報保護関連規定（「APECプライバシーフレームワーク」原則の援用）	○	
⑨国内規制	○	○国内規制（77条） -GATS6条（国内規制）原則部分援用	○国内規制枠組（3条）
⑩電子署名及び認証サービス	○認証及びデジタル証明書（15条4項） -電子署名の技術中立性原則の追加規定あり -「正当な政府目的」等による例外規定あり	○電子署名及び認証サービス（78条） -国内法に定められる特定取引例外規定あり -「正当な政策目的」等による例外規定あり	○電子認証及びデジタル証明書（5条）
⑪貿易実務に係る文書の電子化（ペーパーレス貿易行政）	○ペーパーレス貿易（15条6項）	○ペーパーレス貿易行政（79条）	○ペーパーレス貿易（8条） ○電子商取引における協力（9条パラ（a））
⑫オンライン消費者保護	○オンライン消費者保護（15条5項） -OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用 -両政府当局間協力規定（詐欺等に関する強制執行当局、消費者保護当局）	○オンライン消費者保護（80条） -プライバシー保護原則規定も含む	○オンライン消費者保護（6条） ○オンライン個人データ保護（7条） ○電子商取引における協力（9条パラ（c））
⑬迷宮メール		○協力（82条2項パラ（b）） ○消費者/データ保護（電気通信サービス附属書9条1項パラ（a））	○電子商取引における協力（9条パラ（c））
⑭サイバーセキュリティ分野における協力			
⑮民間の参画		○民間の参加（81条）	○電子商取引における協力（9条パラ（g））
⑯協力		○協力（82条）	○電子商取引における協力（9条）
その他		○サービス無差別待遇（74条） -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 ○市場アクセス（75条） -サービス章・投資章で設定されている留保も適用除外	○透明性（3条）

	韓EU・自由貿易協定	豪マレーシア自由貿易協定	日豪経済連携協定
	10年10月署名 11年7月発効	12年5月署名 13年1月発効	14年7月署名 15年1月発効
①適用範囲	○目的及び原則（7条48項パラ1） ○音響映像サービス適用除外（越境サービス貿易節7条4項パラ1、及び、設立節7条10項） ○音響映像サービスは「韓EU文化協力議定書」にて規定。	○目的（15.1条） ○サービスの電子的提供（15.2条） ○定義（15.3条）	○基本原則（13.1条） ○定義（13.2条）
②他章との調整規定			
③デジタル・プロダクトの無差別待遇（NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇）			○デジタル・プロダクト無差別待遇（13.4条） -電子的送信のみNT、MFN規定 -投資章、サービス章の適合しない措置、知財、政府調達、補助金、政府の権限の行使として提供されるサービスとの調整規定
④関税不賦課	○目的及び原則（7条48項パラ3） -電子的手段による送信に関税を賦課しない。脚注に「韓国は、電子的送信を物品/サービスのいずれとも予断しない立場」	○関税（15.4条）	○関税（13.3条）
⑤ソース・コード			
⑥暗号開示要求の禁止			
⑦コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止			
⑧情報の電子的手段による国境を越える移転			
⑨国内規制		国内規制控組（15.5条）	○国内規制（13.5条）
⑩電子署名及び認証サービス	○規制案件の協力（7条49項パラ1（a））	○電子認証及びデジタル証明書（15.6条）	○電子署名（13.6条）
⑪貿易実務に係る文書の電子化（ペーパーレス貿易行政）	○規制案件の協力（7条49項パラ1（e））	○ペーパーレス貿易（15.9条）	○貿易実務に係る文書の電子化（13.9条）
⑫オンライン消費者保護	○目的と原則（7.48条2項） -国際的な消費者保護の基準に沿った電子商取引の発展	○オンライン消費者保護（15.7条） ○オンライン個人データ保護（15.8条）	○消費者の保護（13.7条） ○個人情報保護（13.8条）
⑫'迷惑メール	○規制案件の協力（7条49項パラ1（c）/（d）） -迷惑メール対策と消費者保護	○要求されていない商業上の電子メッセージ（15.10条）	○要求されていない電子メッセージ（第10.20条（電子通信サービス章））
⑬サイバーセキュリティ分野における協力			
⑭民間の参画			
⑮協力	○規制案件の協力（7条49項）		○協力（13.10条）
その他			

	日モンゴル経済連携協定	中韓自由貿易協定	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)
	15年 2 月署名 16年 6 月発効	15年6月署名 15年12月発効	18年3月署名 18年12月発効
①適用範囲	○一般規定 (9.1条) ○定義 (9.2条)	○一般規定 (13.1条) ○定義 (13.8条)	○定義 (14・1条) ○適用範囲及び一般規定 (14・2条)
②他章との調整規定	○物品章、サービス章、投資章、知財章との調整規定 (9.1条一般規定)	○他章との関係 (13.2条) ○紛争解決の不適用 (13.9 条)	○適用範囲及び一般規定 (14・2条)
③デジタル・プロダクトの無差別待遇 (NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇)	○デジタル・プロダクト無差別待遇 (9.4条) -キャリアメディアに搭載されたデジタル・プロダクトも含めNT, MFN規定。 -政府調達、締約国又は公的企業が交付する補助金 (贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。)、サービス章のMFN例外リスト、約束表、投資章の留保表等に記載された措置は適用除外。。		○デジタル・プロダクトの無差別待遇 (14・4条) -電子的送信のみNT, MFN規定 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている適合しない措置も適用除外 -知的財産章の規定に抵触する部分は適用除外 - 補助金・又は行われる贈与 (公的に支援される借款、保証及び保険を含む。) も適用除外 -放送サービス適用除外
④関税不賦課	○関税 (9.3条)	○関税 (13.3条)	○関税 (14・3条)
⑤ソース・コード	○ソース・コード (9.11 条)		○ソース・コード (14・17 条)
⑥暗号開示要求の禁止			○ICT製品 (8・付属書B Section A)
⑦コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止	○コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止 (9.10条)		○コンピュータ関連設備の設置 (14・13条)
⑧情報の電子的手段による国境を越える移転			○情報の電子的手段による国境を越える移転 (14・11条)
⑨国内規制	○国内規制 (9.9条)		○国内の電子的な取引の枠組み (14・5条)
⑩電子署名及び認証サービス	○電子署名 (9.5条)	○電子認証及び電子署名 (13.4条)	○電子認証及び電子署名 (14・6条)
⑪貿易実務に係る文書の電子化 (ペーパーレス貿易行政)	○貿易実務に係る文書の電子化 (9.8条)	○貿易に係る文書の電子化 (13.6条)	○貿易に係る文書の電子化 (14・9条)
⑫オンライン消費者保護	○消費者の保護 (9.6条)	○電子商取引における個人情報の保護 (13.5条)	○オンラインの消費者の保護 (14・7条) ○個人情報の保護 (14・8条)
⑬' 迷惑メール	○要求されていない商業上の電子メール (9.7条)		○要求されていない商業上の電子メッセージ (14・14条)
⑭サイバーセキュリティ分野における協力			○サイバーセキュリティに係る事項に関する協力 (14・16条)
⑮民間の参画			
⑯協力	○協力 (9.12条)	○電子商取引における協力 (13.7条)	○協力 (14・15条)

	日EU・経済連携協定	地域的な包括的経済連携協定 (RCEP)	日英包括的経済連携協定
	18年7月署名 19年2月発効	20年11月署名 22年1月発効	20年10月署名 21年1月発効
①適用範囲	○目的及び一般規定 (8.70条) ○定義(8.71条)	○定義(12・1条) ○適用範囲(12・3条)	○目的及び一般規定(8.70条) ○定義(8.71条)
②他章との調整規定	○目的及び一般規定 (8.70条)	○適用範囲(12・3条)	○目的及び一般規定 (8.70条)
③デジタル・プロダクトの無差別待遇 (NT=内国民待遇、 MFN=最恵国待遇)			
④関税不賦課	○関税(8.72条)	○関税(12・11条)	○関税(8.72条)
⑤ソース・コード	○ソース・コード(8.73条)		○ソース・コード(8.73条)
⑥暗号開示要求の禁止	×	×	○暗号を使用するICT製品(8.86条)
⑦コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止	○情報の電子的手段による国境を越える移転(8.81条)	○コンピュータ関連設備の設置(12・14条)	○コンピュータ関連設備の設置(8.85条)
⑧情報の電子的手段による国境を越える移転	○情報の電子的手段による国境を越える移転(8.81条)	○情報の電子的手段による国境を越える移転(12・15条)	○情報の電子的手段による国境を越える移転(8.84条)
⑨国内規制	○国内規制(8.74条)	○国内規制の枠組み(12・10条)	○国内規制(8.74条)
⑩電子署名及び認証サービス	○電子認証及び電子署名(8.77条)	○電子認証及び電子署名(12・6条)	○電子認証及び電子署名(8.77条)
⑪貿易実務に係る文書の電子化(ペーパーレス貿易行政)		○貿易に係る文書の電子化(12・5条)	
⑫オンライン消費者保護	○消費者の保護(8.78条) ○個人情報の保護(8.82条)	○オンラインの消費者の保護(12・7条) ○オンラインの個人情報の保護(12・8条)	○消費者の保護(8.79条) ○個人情報の保護(8.80条)
⑫' 迷惑メール	○要求されていない商業上の電子メッセージ(8.79条)	○要求されていない商業上の電子メッセージ(12・9条)	○要求されていない商業上の電子メッセージ(8.81条)
⑬サイバーセキュリティ分野における協力	○電子商取引に関する協力(第8.80条)	○サイバーセキュリティ(12・13条)	
⑭民間の参画			
⑮協力	○電子商取引に関する協力(8.80条)	○協力(12・4条)	○電子商取引に関する協力(8.83条)
その他		○透明性(12・12条) ○サイバーセキュリティ(12・13条) ○電子商取引に関する対話(12・16条) ○紛争の解決(12・17条)	○事前の許可を不要とする原則(8.75条) ○電子的手段による契約の締結(8.76条) ○電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則(8.78条) ○政府の公開されたデータ(8.82条)

